

甲府市告示第169号

特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として令和3年1月6日甲府市告示第6号により指定した区域の一部について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、その指定を解除する。

令和3年3月30日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定を解除する区域  
甲府市北新一丁目2番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去